

令和5年度 子どもの居場所運営支援

## 「三重県子ども食堂等支援事業補助金」

## 「三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金」

## 「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」

三重県は3つの補助金で「子どもの居場所」の継続的な運営を応援します！

### 補助金①・三重県子ども食堂等支援事業補助金

- 対象者** ・子ども食堂やフードバンク、フードパントリーを実施する団体  
・生活困窮世帯等に対する支援を実施する団体
- 対象経費** ・子ども食堂等の実施に必要な経費  
(消耗品費、生活用品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費 等)
- 補助額** ・1団体あたり 上限20万円 補助率10／10

### 補助金②・三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金

- 対象者** ・子ども食堂やフードバンク、フードパントリーを実施する団体  
・生活困窮世帯等に対する支援を実施する団体
- 対象経費** ・子ども食堂等での 朝食の提供 に必要な経費  
(消耗品費、生活用品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費 等)
- 補助額** ・1団体あたり 上限20万円 補助率10／10

### 補助金③・三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金

- 対象者** ・子ども向け学習支援を行う団体  
・スポーツや文化、芸術等の子ども向け体験活動を行う団体
- 対象経費** ・学習支援や子ども向け体験活動の実施に必要な経費  
(消耗品費、備品費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 等)
- 補助額** ・1団体あたり 上限20万円 補助率10／10

**補助金①～③は併用して申請することができます。**

## 補助対象事業の要件

以下に該当する事業を行う場合に、実施に係る経費を支援します。

| 要 件                                                                          | 補助金<br>① | 補助金<br>② | 補助金<br>③ |
|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 三重県内で実施される取組であること。                                                           | ○        | ○        | ○        |
| 子どもや子育て世帯、生活困窮となった世帯等に対する支援取組であり、無料または安価で参加・利用できること。                         | ○        | ○        | ○        |
| 食を通じた支援について、1回当たり10食または5世帯以上の提供ができること。                                       | ○        |          |          |
| “朝食”の提供を通じた支援について、1回当たり10食または5世帯以上の提供ができること。                                 |          | ○        |          |
| 生活困窮となった世帯等へのレトルト食品や生活用品の配布については、賞味期限や使用期限等に十分配慮すること。                        | ○        | ○        |          |
| 子ども向けの学習支援事業、スポーツや文化・芸術等の子ども向け体験活動を行い、5世帯以上が参加できること。                         |          |          | ○        |
| 支援活動が継続的に実施されること。<br>参加者の中に、支援を必要とすると思われる人や気がかりな人が見受けられた場合、適宜、行政・警察等に相談すること。 | ○        | ○        | ○        |
| 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。<br>また、参加者の安全確保に十分に努めること。                                 | ○        | ○        | ○        |
| 国・県・市町等の他事業の補助対象と重複しないこと。                                                    | ○        | ○        | ○        |

## 応募方法

**提出期限** 補助金①③ 令和5年8月31日(木) ※午後5時まで  
補助金② 令和5年8月15日(火)

**申請書類** ①交付申請書(様式1) ②事業計画書(様式1 別紙1)  
③収支予算書(様式1 別紙2)またはこれに代わる書類  
④役員等に関する事項にかかる書類(様式1 別紙3)  
⑤団体の定款、規約、会則、設立趣旨書またはこれに準ずるもの  
※交付要領、様式等は、右のQRコードからご確認ください。



**提出先及び提出方法** 提出書類に必要事項を記載のうえ、メールにて下記担当までご提出ください

## 提出先・問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班「子どもの居場所支援担当」

TEL:059-224-2057 FAX:059-224-2270 e-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp